京都市上下水道局告示第４０号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第９条第３項第１号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第３１条第３号の規定に基づき告示します。

令和８年３月６日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　届出業者名等

京都市伏見区桃山町西尾５０番地の３１

藤木管工

千原　光貴

２　変更事項

（代表者の変更）

藤木　正則　から　千原　光貴　に変更

（上下水道局下水道部管理課）